



# 緑区支え合いのまち推進計画



第3期緑区地域福祉計画 平成27～29年度

## 1 基本理念

「地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、  
住みよいまちづくりを推進する」

～明るい社会を築いてきた高齢者のために～

～未来を築く子どもたちのために～

～障がい者（児）が希望を持って地域に生き、働けるために～

近年、少子・超高齢化の進展や、個人の価値観・ライフスタイルの多様化など、区民を取り巻く環境が大きく変化し、家族や地域における交流や支え合いの機能が弱くなってきています。

このような状況において、高齢者などの孤独死や児童虐待などの深刻な問題が発生しており、緑区においても、住民による高齢者などへの見守り活動がいくつかの地域で実施されているところです。

第3期計画は、前計画の基本理念である「地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、住みよいまちづくりを推進する」を継承し、地域住民が「きずな」の大切さを再認識し、手を取り合って心の通うあたたかな地域づくりをさらに進めることを基本理念に策定いたしました。

## 2 基本方針（5つのキーワード）

緑区の目指すべき将来像である基本理念を達成するため、以下の5つの方針を第1期計画、第2期計画より継続して基本方針としました。

この基本方針は、地区フォーラム<sup>※</sup>で明らかになった地区の福祉課題や検討された解決策等を踏まえ決定したものであり、緑区の地域福祉を推進していく上での目的をわかりやすく示したものです。

※ 地区フォーラム

平成16～17年度にかけて、各区に4つ設置した住民参加型のフォーラム。

地域住民や様々な地域関係者で構成され、身近な地域での生活課題を抽出し、自助・共助の視点から解決策を検討した。

《基本方針1》 コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）

「向こう三軒両隣」・この気持ちで人と人のつながりを大切にします。

## 《基本方針2》 施設の情報の提供（居場所・安らぎ・学び）

「安らぎと学び」・成就と達成感を、高齢者・子ども・障がい者（児）・子育て中の母親・支援者、みんなで広げます。

※障がい者（児）とは、身体障がい・知的障がい・精神障がいをもつ方をいいます。

## 《基本方針3》 緊急時の支援・対応（防犯と防災）

「安心・安全・安住」・みんなで支援し、みんなで守ります。

## 《基本方針4》 身近な生活支援（見守り・助け合い）

「困ったときは、声かけて」・みんなで考え、積極的に働きかけます。

## 《基本方針5》 交通対策（気軽に便利に行動を）

「外出は、心のオアシス」・一人でも気軽に出かけられるために。

### 3 取組内容一覧

#### 《基本方針1》 コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容=解決策)	取組み テーマ
1 ふれあいの機会に対する希望の把握	1 高齢者、子ども、障がい者（児）の希望の把握 高齢者、子ども、障がい者（児）が、地域でどのような交流、ふれあいの機会、行事を希望しているかを把握します。	①
	2 情報の共有化 町内自治会の回覧や地区部会の広報紙を利用し、把握した情報を皆で共有出来るように努めます。また各団体が問題点を掘り起こし各々の機能が発揮できる環境整備を図ります。	③
2 家庭や地域で取り組む コミュニケーション	3 お年寄りや両親の体験話を聴こう お年寄りや両親を尊敬する気持ちを大切にし、家庭のルール、道徳を大切にし、家族それぞれの立場を理解できるよう努めます。	①
	4 高齢者が集う場の開設・拡充 ふれあい・いきいきサロンや散歩クラブ等、高齢者が集う場を設けます。また相談の場としても機能するよう努めます。	① ② ③
	重点取組地区 (地区部会エリア) ○ おゆみ野地区部会	
	5 子育て中の親が集う場の開設・拡充 ふれあい・子育てサロン等、子育て中の親が集い、不安解消や仲間づくりが出来る場を設けます。また相談の場としても機能するよう努めます。	① ③
	6 障がい者（児）が集う場の開設・拡充 障がい者（児）、またその家族が交流できる場を設けます。相談の場としても機能するよう努めます。	① ③
	7 地域の行事に参加しよう 地域住民が一体となり、地域の行事に参加することにより、地域の活性化、区全体のコミュニケーションを高めます。	① ④

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
3 福祉活動・学習を通じたコミュニケーション	8 障がい者（児）との交流会の開設 障がい者（児）やその家族の声を聞く機会を設け、地域住民の障がい者（児）への理解を深め心のバリアフリーを進めます。	1 4
	9 ふるさとの文化行事を通じて先人の業績を学ぼう ふるさとの文化行事を通じて先人の業績を学び、現代生活に生かすことの大切さや地域文化を創造する機会（場）をつくります。	1
	10 地域間交流の機会をつくる 高齢化が進んだ地域で生じた問題が、若年層地域において、将来再発しないようにするため、常に地域間の情報交換・学習の機会を持つよう努めます。	1 4
	11 地域と学校との交流 児童・生徒が福祉に対する理解を深められるよう、実践や体験を通じた福祉教育の展開に努めます。	1 8
	重点取組地区 (地区部会エリア) ○ 椎名地区部会	
4 地域活動の活性化	12 老人クラブの活性化 高齢者が友達づくりの輪を広げ、生きがいをもって生活していけるよう、サークル活動等の充実を努め、老人クラブの活性化を図ります。	1
	13 子ども会の活性化 「子どもは地域で育てる」という意識を住民がもち、子ども会の活動に積極的に参画し、活動内容を充実させ、新規加入を促進していきます。	1
	14 町内自治会の活性化 町内自治会への参加を促進し、住民の地域福祉活動への関心を高めます。	1
5 活動拠点の充実	15 活動の場の確保 地域で行う様々な活動の場として、既存施設の空きスペース等の有効活用を努めるとともに、必要に応じて公共施設の提供を市へ要望します。	—
	16 活動の支援 地域行事で使用する用具などの貸出や管理を支援します。	9

## 《基本方針2》 施設情報の提供（居場所・安らぎ・学び）

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
6 要支援者などへの支援	17 高齢者への支援 高齢者の状況を把握し、必要としている情報や関係機関（千葉市あんしんケアセンターやいきいきプラザ等）を紹介します。	4
	18 障がい者（児）への支援 障がい者（児）の状況を把握し、必要としている情報や関係機関を紹介します。	4
	19 子ども達への支援 地域住民と学校は、子どもたちの公民館等での学び・体験学習を紹介する。また子どもたちが図書館で情報収集を行う際の支援を行います。	4
	20 学び、趣味、集いの支援 地域の人々が、町内の施設等をどのように利用したいのか状況を把握し、必要な情報提供に努めます。	3